

公益財団法人福岡県中小企業振興センター 賛助会員加入申込書

令和 年 月 日

公益財団法人福岡県中小企業振興センター 理事長 殿

このたび、公益財団法人福岡県中小企業振興センターの事業の目的に賛同し、賛助会員規約に基づき会員として、入会します。

## 1. 申込企業の概要

(会員 ID : ) ※会員 ID はセンターが記入

フリガナ				印
企業名				
代表者役職・氏名				
住所	〒			
資本金	万円	従業員数	人	
電話番号		FAX番号		
URL		E-Mail		
担当部署		担当者名		
主な業種 (チェックを入れてください)	<input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 運輸・通信 <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> 金融・保険業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 公務 <input type="checkbox"/> その他( )			

## 2. 賛助会費 (\*会費の入金を確認後、入会の手続きを行います。)

会費：年間 1口 12,000 円

・ 金額\_\_\_\_\_円 (@12,000 円 × \_\_\_\_\_口)

・ 初年度会費\_\_\_\_\_円 (入会月からの月割計算とします。一ヶ月=1,000 円)

## 3. メルマガ配信について (\*どちらかにチェックを入れてください。)

 希望する     希望しない

※ 申込みにあたって、裏面の誓約をご確認の上、□にチェックを入れてください。

当財団では、事務全般から暴力団等を排除するため、申込者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

なお、内容確認のために県を通じて福岡県警本部に照会を行う場合があります。

この様式に記載された個人情報は、賛助会員加入申込み事務の目的を達成するため及び裏面の誓約事項確認のために使用します。

## ◎ お問い合わせ及び申込書の郵送先

公益財団法人 福岡県中小企業振興センター  
総務地域経済部 総務課

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町 9 番 15 号  
TEL 092-622-6230  
FAX 092-624-3300

受付日：令和 年 月 日

登録日：令和 年 月 日

入金日：令和 年 月 日

担当者	<input type="checkbox"/> 総務	<input type="checkbox"/> 自動車
	<input type="checkbox"/> 情報取引	<input type="checkbox"/> 知財
	<input type="checkbox"/> 6サポ	<input type="checkbox"/> 債権
	<input type="checkbox"/> よろず	<input type="checkbox"/> 企画

## 暴力団関係者でないこと等に関する表明・確約書

公益財団法人福岡県中小企業振興センター 理事長 殿

1. 私（当事業所）は、現在又は将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを表明・確約いたします。

- ①暴力団
- ②暴力団員
- ③その他前各号に準ずる者

2. 私（当事業所）は、現在又は将来にわたって、前項に規定する者と次の各号のいずれかに該当する関係がないことを表明・確約いたします。

- ①前項に規定する者によって実質的に経営を支配される関係
- ②前項に規定する者を不当に利用する関係
- ③前項に規定する者に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
- ④前項に規定する者であることを知りながら、その者や家族に関する行事に出席し、自己や家族に関する行事に前項に規定する者を参加させるなど社会的に非難されるべき関係

3. 私（当事業所）は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかの行為も行わないことを表明・確約いたします。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を越えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴団体の信用を毀損し、又は貴団体の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

4. 私（当事業所）は、関連契約等の相手方が暴力団関係者から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は関連契約等の相手方をしてこれを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を貴団体に報告し、貴団体の捜査機関への通報の協力することを表明・確約いたします。

5. 私（当事業所）は、これら各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合及びこの表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告なしで会員資格を取り消されても一切異議を申し立てず、また、賠償及び補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は、一切私（当事業所）の責任とするることを表明・確約いたします。

表明・確約します 印